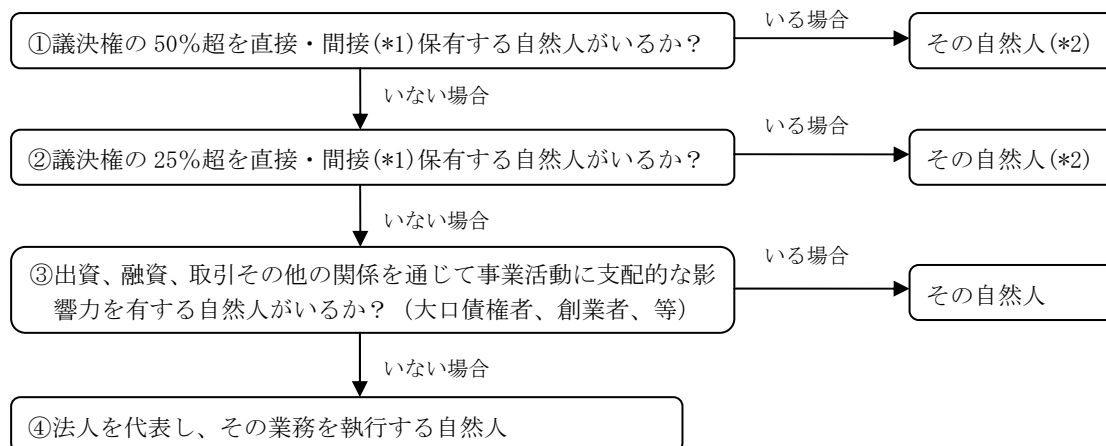


実質的支配者について

貴法人の法人形態（下記（１）または（２））により、下記フローに従って実質的支配者をご確認いただきます。なお、実質的支配者を自然人まで遡って確認させていただきますが、国、地方公共団体、上場企業および会社法上のその子会社は自然人と見なします。

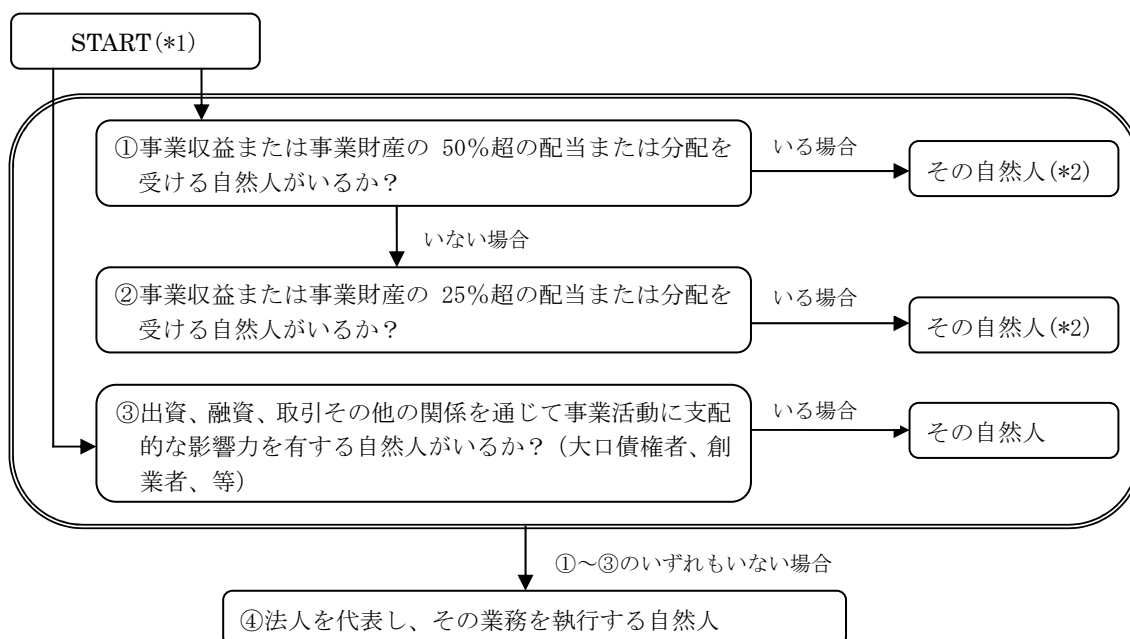
（１）資本多数決法人（株式会社、投資法人、特定目的会社等）の場合



(*1) 議決権保有割合を計算するに際しては、自然人が直接保有している議決権だけでなく、間接的に保有している議決権も合算して計算します。間接的に保有しているとは、“自然人が議決権の50%超を直接・間接に保有する法人”を通じて保有していることを言います。（事例は、次ページをご参照ください）

(*2) 法人の事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

（２）資本多数決法人以外（一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社、等）の場合

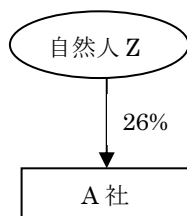


- (※1) ①または②に該当する自然人と、③に該当する自然人の両方が存在する場合は、その両方ともが実質的支配者となります。
- (※2) 法人の事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

<ご参考>

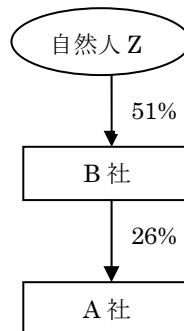
以下の事例は、いずれも 25%超の判定を行う場合です。

事例①



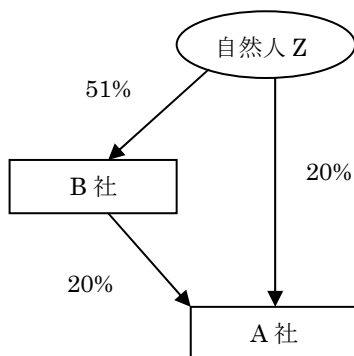
自然人 Z は、直接に 26% (>25%) の A 社の議決権を保有しており、A 社の実質的支配者になります。

事例②



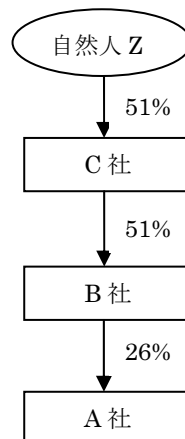
自然人 Z は、B 社を介して間接に 26% (>25%) の A 社の議決権を保有しており、A 社の実質的支配者になります。

事例③



自然人 Z は、直接に 20%、B 社を介して間接に 20%、合計で 40% (>25%) の A 社の議決権を保有しており、A 社の実質的支配者になります。

事例④



自然人 Z は、C 社および B 社を介して間接に 26% (>25%) の A 社の議決権を保有しており、A 社の実質的支配者になります。

以上